

広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)医事業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)の医事業務の遂行に当たり、民間の優れた技術、ノウハウ等の導入を推進し、民間事業者と病院職員が一体となってサービスの提供を行いながら、経済的で質の高い業務の実施を図るため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)医事業務

(2) 内容

「広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)医事業務基本仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※ 契約締結の日から令和4年4月30日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。

(4) 履行期間

令和4年5月1日から令和8年3月31日まで(3年11か月)

(5) 履行場所

広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号

広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)

3 委託経費の提案見積上限額

履行期間(3年11か月)の委託経費の提案見積上限額は、「355,602,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)」とする。

4 担当部署

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

広島市立安佐市民病院事務室医事課(以下「医事課」という。)

TEL 082-815-5211(内線2240)

FAX 082-815-3557

電子メール iji@asa-hosp.city.hiroshima.jp

5 全体スケジュール

- ・ 公示日 令和3年11月 2日(火)
- ・ 質問受付期限 令和3年11月12日(金)
- ・ 参加申込期限 令和3年11月22日(月)
- ・ 企画提案書提出期限 令和3年12月 6日(月)
- ・ プレゼンテーション 令和3年12月14日(火)
- ・ 契約締結 令和3年12月24日(金)(予定)
- ・ 履行開始 令和4年 5月 1日(日)

6 参加申込み

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 広島市税の納税証明書

「令和3年11月22日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写し。〔電子納税証明書は不可〕（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(2) 提出部数

1部

(3) 申込期間

公示日から令和3年11月22日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出場所

医事課（上記4に同じ。）

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

7 質問の受付及び回答

(1) 質問書の様式

様式2を使用すること。

(2) 受付期間

公示日から令和3年11月12日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所

医事課（上記4に同じ。）

(4) 提出方法

上記4に記載の電子メールアドレスに、メールの添付ファイルとして質問書（様式2）を送信し、送信後に到着を電話で確認すること。

(5) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）へ掲載する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書（様式3）に次の書類を添付し提出すること。提案者名（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。

ア 医事業務の受託実績（様式4）

イ 従事者の配置計画（様式5-1、様式5-2）

ウ 業務の受託準備（様式6）

エ 受託事業者の支援体制（様式7）

オ 従事者の資質向上（様式8）

カ 診療報酬請求事務の精度向上（様式9）

キ 診療報酬改定時の対応（様式10）

ク 査定・返戻への対応（様式11）

- ケ DPC業務への対応（様式12）
- コ 緊急時の対応（様式13）
- サ 患者サービスの向上（様式14）
- シ 個人情報保護への対応（様式15）
- ス その他医事業務への提案（様式16）
- セ 業務の定量化・見える化への取組み（様式17）
- ソ 委託経費提案見積書（様式18）

(2) 提出部数

正本1部、副本12部

(3) 提出期間

参加表明書等を医事課に提出した日から令和3年12月6日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出場所

医事課（上記4に同じ。）

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

9 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)医事業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。委員の職名は次のとおりである。

安佐市民病院 副院長(事)医療情報・広報管理センター長

安佐市民病院 副院長(事)看護部長

安佐市民病院 事務長

安佐市民病院 診療統括部肝胆膵外科主任部長

安佐市民病院 医療情報・広報管理センター企画担当課長

安佐市民病院 事務室医事課長

本部事務局 契約課長

広島市民病院 事務室医事課長

(2) プレゼンテーション日程等

ア 日時

令和3年12月14日（火）

※開始時間は、今後調整の上企画提案書提出者に連絡する。

イ 場所

広島市立安佐市民病院

※詳細な場所は、今後調整の上企画提案書提出者に連絡する。

ウ 次第

(ア) 医事課からの説明

(イ) 企画提案書による提案（1提案者20分以内）

(ウ) 質疑応答

(エ) 提案者退場

(オ) 審査（提案者交代）

エ その他

プレゼンテーションの際に備品等（例 パソコン、プロジェクターなど）を使用するときは、事前に医事課に連絡し、提案者が準備すること。

また、出席者は3名以内とすること。

(3) 審査基準

「審査基準（安佐市民病院）」のとおり。

(4) 受託候補者の選定

ア 応募参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、プレゼンテーションによる審査の対象から除外する。なお、応募参加資格を満たした者が1者であったときは、プレゼンテーションによる審査を実施しない場合がある。

イ 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを受託候補者として選定する。

ウ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、次の順序で受託候補者を選定する。

(ア) 各提案者の「企画提案に対する評価（委託経費の見積に係る評価点を除く。）」を比較し、その評価点の高い者。

(イ) 上記(ア)の評価点が同点の場合は、くじにより決定する。

10 審査結果の通知

審査結果は、令和3年12月21日（火）までに、全ての提案者に参加表明書に記載された連絡先へ電子メールにより通知する。

11 契約の方法

(1) 契約の締結

受託候補者は、広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)医事業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。

(2) 契約締結日

令和3年12月24日（金）（予定）

(3) 履行開始

令和4年5月1日（日）

(4) 契約の条件

別紙「委託契約書（案）」のとおり。

(5) 契約保証金

契約締結日までに、1年度の支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

契約保証金の納付については、「契約保証金の納付等について（業務委託：複数年契約用）」のとおり。また、契約保証金の免除については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について（委託業務）」のとおり。

12 その他

(1) 広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)の概要は、次のとおりである。

<http://www.asa-hosp.city.hiroshima.jp/wp-content/uploads/page/jisshisekkei.pdf>

(2) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(3) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。

(4) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。

- (6) 参加表明書及び企画提案書は、提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (7) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて開示請求者に開示する。
- (8) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。